



MINAMI NETWORK

ネットワーク

小倉南法律事務所広報誌

<http://www9.ocn.ne.jp/~minamilo/>

小倉南法律

検索

No.51 (2014.8.1)

発行者：小倉南法律事務所

編集者：高木健康

〒802-0972

北九州市小倉南区

守恒1-11-5 寿康ビル2階

TEL：093 - 963 - 1731

FAX：093 - 963 - 1732



貫山

南よいた

ぬきさん
貫山 (標高 711.6 メートル)

平尾台のカルスト台地の北に位置していて、貫山の北東の麓である貫川付近で、貫地区の田植えが済んだ水田に貫山が写り込んでいる風景です。

(写真提供：松井 秀夫氏)



暑中お見舞い 申し上げます

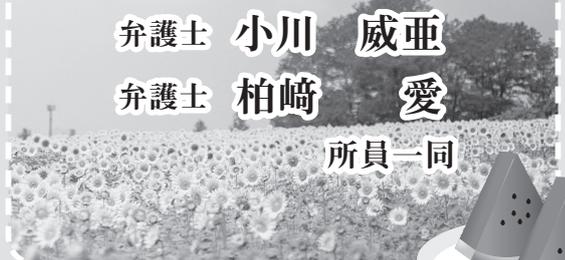
2014年 盛夏

弁護士 高木 健康

弁護士 小川 威亜

弁護士 柏崎 愛

所員一同



法曹を目指す全ての人のために

給費制廃止違憲訴訟



弁護士
柏崎 愛

私は、現在、給費制廃止違憲訴訟に取り組んでいます。

この訴訟は、「司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。」と規定された裁判所法67条2項を平成16年に改正して、司法修習生に対する給与を廃止したことが憲法違反であるとして、国を訴えた事件です。

司法修習制度とは

司法試験に合格した者は、裁判官・検察官・弁護士いずれになるかは関係なく、2年間（現在は1年間）の修習



を行い、裁判官・検察官・弁護士の指導のもと、実務を学びます。

修習では、修習先の指導監督の下、修習に専念する義務を負い、アルバイトなどは禁止されます。

修習生に対する給与制度と貸与制度の比較と問題点

平成22年度までに採用された司法修習生は、修習期間中、国から一定額の給与が支給されてきました（以下、「給費制」といいます）。

平成23年度（新65期司法修習生）から、司法修習生に対する給与は廃止されました。その代わりとして、修習生に用意した制度は「修習資金」の貸付制度です（以下、「貸与制」といいます）。

修習費用や

各種手当は借金で

給費制の下では、国家公務

員に準じて給与が支給されてきました。

貸与制では、原則として月額23万円を国から貸与を受け、年間276万円の借金になります。

また、給費制では交通費の実費支給や家賃補助・扶養手当が支給され、保険・年金も裁判所共済に加入できましたが、貸与制ではこれらの手当は貸与額の増額申請で借金し、保険・年金も国民年金や国民健康保険に自分で加入しなければなりません。

その他、実務修習のあと、埼玉の司法研修所で受ける2カ月間集合実習の際に発生する入寮費や家賃手当も貸与制では支給されなくなりました。

希望地での就職や

法曹の夢を諦める人も

修習生は修習配属地の希望を出すことはできませんが、必ずしも希望通りになるわけ

はなく、全く希望すらしてなかった遠隔地へ配属されることもあります。

その場合は、多額の引越越し費用と賃貸借契約締結の際の初期費用がかかります。

また、希望地での就職活動をするために、多額の交通費や宿泊代がかさみ、希望地での就職を諦める人もいます。

以上のように、給費制と貸与制では修習生の経済状況は全く異なります。

修習生は、大学・法科大学院と育英会の奨学金受けていた人も多いため、貸与金を含めると債務額は1000万円近くになる人も少なくありません。経済的事情により、法曹を諦めて民間企業や公務員になる人もいて、優秀な人材が確保できないという問題もありません。

国の法曹養成義務について

裁判官・検察官は公務員であり公的な職務を担っていることはもちろんのこと、憲法の弁護人選任権（34条、37条3項）、裁判を受ける権利（32条）を担う弁護士も司法権を支える

公的な存在です。

法曹が国の司法権を担う重要な責務を負っているからこそ、国は1年間という長い期間、他の業務に就かせず修習に専念させています。修習は法曹養成には必須であり、そのような法曹養成の費用を修習生に全て負担させることは国の法曹養成義務を十分に果たしているとはいえません。

この訴訟の目的は、これから法曹を目指す全ての人がより良い司法修習制度の下で、修習に励むことができるようにするとともに、司法権の重要性を問うことにあります。

65期に続き、平成25年に司法修習を終えた元66期司法修習生も国に対して訴訟を提起する予定です。

66期訴訟は、原告は数百人、代理人は200人を超える大弁護団です。66期である私も原告の一人として、訴訟判決を勝ち取るため全力を尽くす所存です。多くの方のご協力・ご支援をよろしくお願いいたします。

憲法の価値を壊す

集団的自衛権

弁護士 柏崎 愛

今、問題となっている集団的自衛権とは何でしょうか。

個別的と集団的

自衛権には、「個別的自衛権」と、国連憲章で新しく認められた「集団的自衛権」の二つがあるといわれています。

まず、個別的自衛権とは、外国からの急迫または現実の違法な侵害に対して、自国を防衛するために必要な一定の実力を行使する権利のことをいいます。現在の憲法の下でも、このような自衛権まで放棄したわけではないとされています。

日本が紛争に巻き込まれる



また、集団的自衛権の行使の範囲も問題となります。そもそも、自衛戦争と侵略戦争の境界は非常にあいまいです。ベトナム戦争、ソ連のアフガニスタン侵攻もニカラグア内戦におけるアメリカの武力行使、湾岸戦争における多国籍軍の武力行使、9・11後のアフガニスタンに対するNATO諸国の武力行使も集団的自衛権の名のもとで行われました。

憲法の性質から重大な問題

集団的自衛権の行使を解釈で認めようとする動きには、まず、憲法の性質から重大な問題があります。

憲法は、国民を国家権力から守るためにあります。国家は、強い権力を持つために時にして国民の権利や自由を侵害することがあるからです。その時の内閣が、解釈で憲法を変更できることになると、憲法が持つ国家権力を制限するという役割はなくなり、ひいては憲法の存在価値はなくなり

ます。

あいまいな境界線

また、集団的自衛権の行使の範囲も問題となります。そもそも、自衛戦争と侵略戦争の境界は非常にあいまいです。ベトナム戦争、ソ連のアフガニスタン侵攻もニカラグア内戦におけるアメリカの武力行使、湾岸戦争における多国籍軍の武力行使、9・11後のアフガニスタンに対するNATO諸国の武力行使も集団的自衛権の名のもとで行われました。

政府が想定する日本近海での邦人保護の問題は、個別的自衛権の範囲の問題であつて、そもそも集団的自衛権の問題なのかも疑問があります。

そうであるにもかかわらず、十分な議論が尽くされないまま自衛権の拡張を認めることは、日本が他国の戦争に巻き込まれてしまいます。

武力行使をする以上は、誰かの命が失われることは避けられません。そのような重大な決定をする場合には、国民の理解が得られるまで議論が尽くされるべきではないでしょうか。



弁護士 小川 威亜

今年の5月21日、福井地方裁判所で行われていた大飯原発差止訴訟において、大飯原発の運転停止を命じる画期的判決が下されました。

大飯原発差止命じる 画期的判決

このような当たり前の視点から、裁判所は、電力会社の主張する「1260ガルを超える地震は起きるはずがない」という予測のいい加減さや、「それ以下の地震対策は万全だ」という主張の不十分さを鋭く指摘しています。

そして、使用済み核燃料の管理の難しさや、管理に失敗した場合の被害の甚大さを指摘して、大飯原発は樂觀的な見通しに基づく脆弱なものであり、人格権に対する具体的な危険があるとして運転停止を命じました。

原発を運転することで安く安定した発電が可能であるとの電力会社の主張に対して、裁判所は福島原発事故によって多数の人々の生存が脅かされ、避難生活を余儀なくされ続けている事実を踏まえた上で、人の生存に関する権利と、電気代の安い高いの問題を並べて論じるようなことはできないと明言しました。

さらに、原発が運転停止になつて多額の貿易赤字が出ても、それは国富の喪失ではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることこそが重要であり、それを失うことこそが国富の喪失であると明言しました。

皆様の「原発なくそう！九州玄海訴訟」へのご参加を心よりお待ちしております。

一口法律知識

消滅時効と承認



弁護士 高木 健康

Q 5年以上前から支払っていないサラ金から、「少しでも良いから支払え」と言われている。どうしたらよいですか。

A 金融会社からの借金は、

5年以上の取引が無ければ、時効により消滅します。しかし、一部でも支払えば、債務を承認したことになり、時効が中断して、消滅時効を主張できなくなります。長期に支払っていない債務についての請求が来た時には、支払う前に専門家に相談ください。

MINAMIKAZE

秘密保護法、集团的自衛権承認など安倍政権は戦争への道を進もうとしています。憲法九条を守って世界に広げようと憲法九条にノーベル平和賞の運動も広まっています。憲法九条は世界の宝。小倉南法律事務所は秘密保護法、集团的自衛権に反対し、憲法が守られる平和な日本のため皆様とともに頑張ります。同封の署名にご協力をお願いします。

(T・T)



花 No. 51 シリーズ

タイサンボク 泰山木 (別名ハクレンボク)

北アメリカ南東部原産のモクレン科の常緑高木です。明治の初め日本に渡来した30mにも達する大木ですが剪定によく耐えるため公園樹・街路樹・庭木として植えられています。5~7月頃、枝先に芳香のある乳白色の直径15~25cmの巨大な花を咲かせます。その花は圧倒的な美しさと力を秘めているように思えます。

花言葉：勇気、行動力がある

法律相談のご案内

借金、過払い、交通事故、離婚、相続、労働問題、生活保護などお困りのことはありませんか？

法律問題に関する事なら、どんなことでもお気軽にまずはご相談下さい。弁護士が親身にお答え致します。ご相談は予約制です。事前にお電話でのご予約をお願い致します。(直接お越し頂いても、その場でご相談をお受けできない場合があります)

ご不明な点は、遠慮なくお電話にてお尋ね下さい。

●ご相談受付日時

月~金曜日 9:00~18:00

※ご予約頂ければ、時間外でもご相談に応じます。

●ご相談予約受付ダイヤル

TEL 093-963-1731

(苦労さよなら いいなミナミー番)

●相談料

30分毎 5,400円(消費税込)

※法テラス(法律扶助)の利用により初回無料にできます

初めての方へ

法律相談を円滑に行うため、事件の概要メモを作成されることをお勧めします。また、ご相談に関係する書類があれば、お持ちいた

だけると適切なアドバイスが行えます。なお、お電話のみによる法律相談には応じ兼ねますので、ご了承下さい。

●小倉南法律事務所

〒802-0972

北九州市小倉南区守恒

1丁目11-5 寿康ビル2F



http://www.9.ocn.ne.jp/~minamilo/

小倉南法律

検索